

第六英議會（一七二二—一七二七年）における諸党派及びその勢力

浦田早苗

一八世紀英国政治史研究は、近年とみにその成果を充実させてきており、⁽¹⁾ しだいに英国一八世紀史像が明らかになってきた。しかし、そうした中であって最も解明の遅れている時期、いわば研究のはざまに置かれているのが第六議會期（一七二二—一七二七年）であるといわれている。⁽²⁾

一七二二年から二二年にかけて、スタンホープ、クラッグス、サンダーランドといったウィッグの重鎮の死があいつぎ、ウォルポールが着実にその体制を伸長させていく第六議會期は、未だ結着をみないウィッグ「ストーリー」、コート「カントリ論争」における要衝でもあり、議會史、政党史を研究する上で決して手を抜くことのできない時期である。研究が遅れている最大の理由は史料の不備にある。近年、王立歴史手稿委員会の手でこの時期の史料の整備、充實

がはかられてきてはいるが、政党史研究には不可欠である議會採決リストが第六議會期のみ一つも発見されていない。採決リストの見直しにより一八世紀初期の議會構造を解明しようとしたウォルコット、及びそれに対する反駁も採決リストに依っている政党論争⁽⁴⁾に関する研究者にとって、第六議會期は最も研究に適さない時期となっている。

第六英議會（一七二二—一七二七年）における諸党派及びその勢力（浦田）

しかし、南海泡沫事件⁽⁵⁾（一七二〇年）の後遺症がようやく沈静のきざしをみせる中、アタベリらによるジャコバイト蜂起計画⁽⁶⁾が発覚（一七二二年）し、その対応に追われる議会の構造はいかなるものであったのか、という点は十分興味のあるところでもある。

採決リストがなければ、議員個人をたとえばウィッグ、あるいはトーリーとみなすことが困難であろうが、個人の集合体としての議会内の諸勢力は、議事録に残された採決結果からある程度読みとることができるのではないかという前提の下に、第六議會期研究の緒となることが本稿の意図するところである。

(1) 過去五年間に限っても次のような著作が発表されている。

- D. Szechi, *Jacobitism and Tory Politics 1710—14* (1984), J. Black, 'Parliament and the Political and Diplomatic Crisis of 1717—1718', *Parliamentary History*, III (1984), J. Cannon, *Aristocratic Century: The Peerage of Eighteenth Century England* (1984), I. R. Christie, *Stress and Stability in Late Eighteenth Century Britain* (1984), *Britain in the Age of Walpole*, ed. J. Black (1984), *Party and Management in Parliament, 1660—1784*, ed. C. Jones (1984), G. S. De Krey, *A Fractured Society: The Politics of London in the First Age of Party* (1985), J. C. D. Clark, *English Society, 1688—1832* (1985), B. W. Hill, *British Parliamentary Parties, 1742—1832* (1985), J. Black, *British Foreign Policy in the Age of Walpole* (1985), S. Taylor, 'Sir Robert Walpole, the Church of England and the Quakers: The Bill of 1736', *The (H)istorical (J)ournal*, vol. XXVIII (1985), G. Holmes, *Politics, Religion and Society in England 1679—1742* (1986), J. C. D. Clark, *Revolution and Rebellion, State and Society in the Seventeenth and Eighteenth Centuries* (1986), F. Cruickshanks, 'Lord Cornbury, Bolingbroke and a Plan to Restore the Stuart, 1730—34', *Royal Stuart Papers*, vol. XXVII (1986), *Britain in the First Age of Party 1680—1750*, ed. C. Jones (1987), D. Sinclair *Tow Georges: The Making of the Modern Monarchy* (1988), *A Pillar of the Constitution The House of Lords in*

British Politics, 1603—1784 ed. C. Jones (1988), *The Jacobite Challenge*, eds. E Cruickshanks, J. Black (1988).

(2) Cf. J. Black, 'Introduction: an Age of Political Stability?', in Black, *Age of Walpole*, p. 7.

(3) C. Jones, 'The House of Lords and the Growth of Parliamentary Stability, 1701—1742', in Holmes, *First Age of Party*, p. 90.

(4) スチュアート朝後期の政党論争については、浜林正雄「名譽革命体制の成立—ウォルコット説をめぐって—」『イギリス史研究』二七号(一九七九年)、小松春雄「イギリス政党史をめぐる論争」『法学新報』八八巻(一九八一年)に詳しい。

(5) 事件の経過については、*Cobbett's Parliamentary History of England*, vol. VII, 1714—1722 (1811), cols. 650—678.

(6) 事件の調査報告を、*House of Commons Sessional Papers of the Eighteenth Century*, ed. S. Lambert, vol. 3, George I, The Atterbury Plot (1975).

—

第六議會会期を含む初期ハノーバー朝に関する政党論争は、一九七〇年セジウィクらにより編纂された『英国議會史下院——一七一五—五四年——』⁽¹⁾を出発点と考えることができるであろう。ネーミア流の実証研究の成果であるこの書では、ウィッグ対トーリーの対立も意識されているのであるが、寄稿者の一人、オーウェンがその考察を発展させ、一七一四年以降ウィッグ対トーリーの対立図式がコート対カントリの図式に置き換ったとの観点に立ち、一九七四年、『一八世紀 一七一四—一八一五年』⁽²⁾を発表すると、このオーウェン説はその他の研究者、例えばスペック⁽³⁾あるいはディキンソン⁽⁴⁾らによって支持されていった。

この間、ウィッグ対トーリーの有意性がヒル⁽⁵⁾によって主張されたが、ウィッグ対トーリー説が有力になるのは、オ

ーウエン説批判を目的として一九七八年クラークの著した論文、「政党の衰退」⁽⁶⁾によってであった。これに続いて、前述の『英国議會史』の中で「トーリー」の項を執筆したクルックシャンクス⁽⁷⁾、あるいはコリー⁽⁸⁾が新たにこの時代のトーリー党の存在を主張するに到り、ウィッグ対トーリーの図式がハノーバー朝初期においては通説となった観がある。

コート対カントリ説の最大の弱点は、同時代人の目からみても、コート・パーティーはあったが、一つのグループとしてのカントリ勢力が存在していない⁽⁹⁾ということにあると思われるが、しかし問題は、当時の議會がウィッグ対トーリーという図式の上にあったのか、あるいはコート対カントリの上にあったのかという単純なものではない。当時においてはたとえカントリ・パーティーがなかったとしても、カントリの信条は確かに存在したというディキンソンの主張⁽¹⁰⁾を、例えばクルックシャンクスも認めている以上、ウィッグ対トーリーという二分法を素直に受け入れることはできない。また、コリーの主張するようにトーリーの信条を持つトーリー・パーティーがあったとしても、政治に及ぼす影響が希少なものであれば、その存在を強調したところでたいした意味をなさないであろう。

最近のこの分野の研究は、カントリの信条を認めた上でウィッグ対トーリーの二分法を再考しようという方向にある⁽¹²⁾。

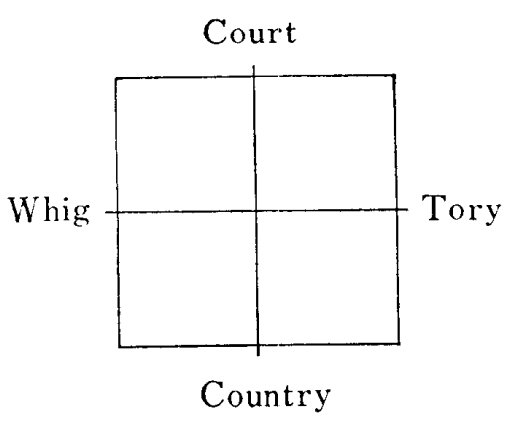
こうした研究状況をふまえれば、ウィッグ対トーリーを東西の軸、コート対カントリを南北の軸とする四分法説（図1参照）が、初期ハノーバー朝の議會に適用できるのではないか、という考え方が生じてくる。

もともと四分法説はウォルコットにより提唱されたものであるが、一八世紀初期に関するウォルコット説が、採決リスト分析⁽¹⁴⁾だけでなく、選挙分析面⁽¹⁵⁾、その他からも否定されるに到り、スチュアート朝末期の議會においてはウィッ

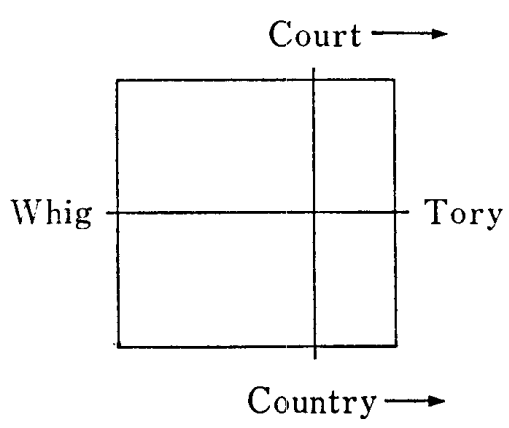
グロトリーリーの二分法が通説とみなされている。しかし一方、一七六〇年の議会内対立要素をコート対カントリとみなすネーミアの研究も、その主旨における否定は現在なおみられない。そうであるならば、ウィッグ対トーリーからコート対カントリへの変遷過程にあたる初期ハノーバー朝こそ、両者の要素が混在する四分法説がむしろ有効となる時ではないかという疑問が当然わき上がってくる。さらにこの点を一歩進め、四分法説によって、ウィッグ対トーリーからコート対カントリへの変換を説明することはできないであろうか。

そこで今、四分法における東西南北を分割する軸を固定したものとは考えず、上下左右に移動するものだと仮定してみよう。例えば、ウィッグ勢力の増大は、南北のコートカントリ軸がトーリーの方へ近づくことであると考えられる。(図2)

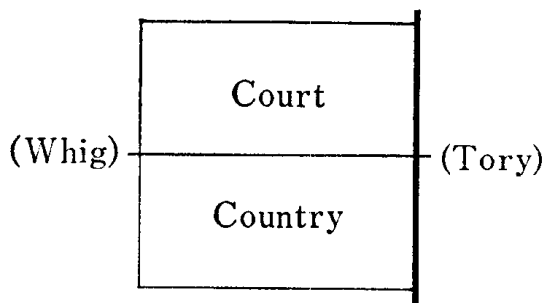
そこでもし、コートカントリの軸がトーリーの所まで達したら、すなわち、トーリー勢力がほとんど数的に消滅



(図1)

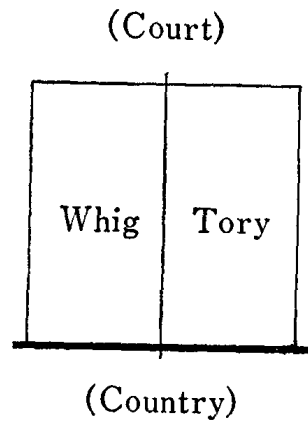


(図2)



(図3)

第六英議会(一七二一—二七年)における諸党派及びその勢力(浦田)



(図4)

したら、図3のようになるであろう。

この図式では、ウィッグ対トーリーの対立が意味をなさず、実際はコート対カントリーの二分法となるであろう。

また同様に、例えばコート勢力が増大し、ウィッグ対トーリー軸がカントリーにまで達すれば、図式は図4に示したごとくウィッグ対トーリーの二分法となる。

ハノーバー朝の王位継承を自らの手で成功させ、⁽¹⁸⁾ 着実にその勢力を増大させていくウィッグが一党優位の時代として向えたジョージ三世即位時は図3の場合であり、ウィッグ、トーリーが一体となって成しえた名譽革命後の議会は、⁽¹⁹⁾ ウィリアム三世、あるいはアン女王に忠誠を誓うコート勢力優位の時、すなわち図4の状況であるといえよう。

このように考えるのならば、一七二二年の段階は図4が図3に変換する過程にあり、ウィッグ対トーリーの軸がコートの方へ戻り、コート対カントリーの軸がトーリーの方へ近づく時期、すなわち、議会内にコート・ウィッグ、コート・トーリー、カントリー・ウィッグ、カントリー・トーリーという四グループが存在し、それぞれがしのぎ合っていた時期にあると考えることができるのではないか。

そこでこうした前提の下に、第六議会におけるこれら四グループの数的勢力を採決結果から割り出すことを試みてみたい。

- (1) *The History of Parliament The House of Commons 1715—1754*, vol. I, II, ed. R. Sedgwick (1970).
- (2) J. B. Owen, *The Eighteenth Century 1714—1815* (1974).
- (3) W. A. Speck, *Stability and Strife: England, 1714—1760* (1977), p. 7.

- (4) H. T. Dickinson, *Liberty and Property: Political Ideology in Eighteenth-Century Britain* (1977), p. 102.
- (5) B. W. Hill, *The Growth of Parliamentary Parties 1689—1742* (1976).
- (6) J. C. D. Clark, 'The Decline of Party, 1714—1760', (*English (H)istorical (R)evue*, vol. 368 (1978).
- (7) E. Cruickshanks, *Political Untouchables: The Tories and the '45* (1979).
- (8) L. Colley, *In Defiance of Oligarchy: The Tory Party, 1714—60* (1982).
- (9) Cf. John Leckoux to Hon. John Molesworth, 1724—5, Feb. 15, (*H)istorical (M)anuscripts (C)ommission, Report on Manuscripts in Various Collections, vol. VIII, The Manuscripts of the Hon. Frederick Lindley Wood; M.L.S. Clements, Esq.; S. Philip Unwin, Esq.* (1913), pp. 384—5.
- (10) H. T. Dickinson, 'The Precursors of Political Radicalism in Augustan Britain', in Holmes, *First Age of Party*, p. 71.
- (11) E. Cruickshanks, 'The Political Management of Sir Robert Walpole, 1720—42', in Black, *Age of Walpole*, p. 32.
- (12) Eg. D. Hayton, 'The "Country" Interest and the Party System 1689—c.1720', in Jones, *Party and Management*.
- (13) R. Walcott, *English Politics in the Early Eighteenth Century* (1956).
- (14) G. S. Holmes, 'The Commons Division on "No Peace without Spain", 7 December 1711', (*B)ulletin of the (I)nstitute of (H)istorical (R)esearch*, vol. XXXIII (1960), J. G. Spertling, 'The Division of 25 May 1711, on an Amendment to the South Sea Bill: a Note on the Reality of Parties in the Age of Anne', *HJ*, vol. IV (1961), W. A. Speck, 'The Choice of a Speaker in 1705', *BIHR*, vol. XXXVII (1964), I. F. Burton, P. W. J. Riley, E. Rowlands, 'Political Parties in the Reigns of William III and Anne: the Evidence of Division Lists', *BIHR, Special Supplement No. 7* (1968).
- (15) W. A. Speck, *Tory and Whig: the Struggle in the Constituencies 1701—1715* (1970).
- (16) H. L. Snyder, 'Party Configurations in the Early Eighteenth-Century House of Commons', *BIHR*, XLV (1972).
- (17) L. B. Namier, *The Structure of Politics at the Accession of George III* (2nd ed., 1957), *England in the Age of the American Revolution* (2nd ed., 1961).

(8) Cf. R. Hutton, *George I Elector and King* (1978), pp. 104—110.

(9) Cf. J. Brooke, *King George III* (1972), pp. 90—92.

(20) Cf. J. R. Jones, *The Revolution of 1688 in England* (1984), pp. 128—175.

二

前述したように、第六議会に関する採決リストは皆無であるが、第五議会については採決リストも三点ではあるが残されていること⁽¹⁾、及びウィッグ、トーリーの数についての研究もあるので、まずこの第五議会を例に採決結果からそれぞれのグループ数を割り出すことの有効性を確かめておきたいと思う。

第五議会において、党派対立の例外をなすウィッグの分裂期（一七二七—二〇年）⁽²⁾以前にあり、投票数が些細なものはそれ程重要でないと思われるので、その合計が三百を超えるもので、しかも争点にウィッグ、トーリー、コート、カントリの要素を含むと思われるものをあげると表一のようになった。（修正数は、賛否数の割合を変えず投票数の合計が第五議会における最高投票数四七六票になるようにしたもの⁽³⁾）

修正数をみると奇妙な一致に気づく。賛否数は逆であるが①と④、あるいは②⑤はその数が同じになっている。この一致は決して偶然ではないように思われる。すなわち、仮定したように四つのグループが存在するのなら、その組み合わせによってこうした結果があらわれるはずであり、一致をみた投票に関する争点が共通しているということになる。そこで次にそれぞれの投票の対立ラインをながめてみよう。

コート対カントリの対立基準は比較的容易に求められるであろう。すなわち、一般にコートとは、官職、恩恵の追

(表1)

	投票日	投票数 (賛成：反対)	修正数
①	1715年3月23日	138：244	172：304
②	1715年5月18日	191：188	240：236
③	1715年6月21日	234：187	265：211
④	1716年4月19日	276：156	304：172
⑤	1717年4月4日	153：149	241：235

求のため国王に追従するもの、カントリとは、在野精神を持ち国王の専横化に反対するもの、とされている。⁽⁴⁾ こうした点からすると②の場合は、国王に余剰資金を与えるためコート勢力により提出された年金に関する動議で、当然カントリ勢力の反対が予想され、コート対カントリの対立図式とみることができであろう。すなわち、ローマ・ $(\text{ウィッグ}) + \text{コート} \cdot (\text{トーリー}) = 240$, カントリ・ $(\text{ウィッグ}) + \text{カントリ} \cdot (\text{トーリー}) = 236$ となる。

次にウィッグ対トーリーであるが、この二つの勢力の信条は時代により変化するものであり、それを規定するには非常な困難を伴うが、③の場合は、オーモンド公弾劾動議であり、ユトレヒト条約締結の責により、トーリー前内閣の重

臣オーモンド公を弾劾するというもので、⁽⁶⁾ 外交政策をめぐるウィッグ対トーリーの

対立⁽⁷⁾と考えることができると思われる。式にすると、 $(\text{ローマ}) \cdot \text{ウィッグ} + (\text{ウィグ}$
 $\text{リ}) \cdot \text{ウィッグ} = 265$, $(\text{コート}) \cdot \text{トーリー} + (\text{カントリ}) \cdot \text{トーリー} = 211$ となる。

この頃のウィッグ対トーリーの数としては、一七一五年議会の党派勢力を選挙分析によりスペックが算出した $289 : 224$ ⁽⁸⁾ が一般に知られているが、合計数をスペック同様513に合わせ、 $265 : 211$ をさらに修正すれば、 $286 : 227$ とほぼ同数になる。

次に①の場合であるが、これはウォルポールの提出した国王奉答文に対する反対動議で、反対理由はこの中に前女王アンを非難する部分がある、⁽⁹⁾ というものであった。コート勢力は、スチュアート朝よりもハノーバー家の王位継承を優先するものであり、またハノーバー朝の成立はウィッグの手により達成されたことを考えれば、この図式は、 $\text{コート} \cdot \text{ウィッグ} + \text{コート} \cdot (\text{トーリー}) + (\text{カントリ}) \cdot \text{ウィッグ}$ ⁽¹¹⁾

	Court		
	201	39	Tory
Whig	64	172	
	Country		

(図5)

＝304 カントリー・ノーラー＝172 となるであろう。

そこで次に、以上の六つの式を連立させ、それぞれのグループ数を割り出す

と、コート・チャング＝201, コート・ノーラー＝39, カントリー・チャング＝64,

カントリー・ノーラー＝172 となった。⁽¹²⁾ (図5参照) それぞれの値を各式に代入した

ときの誤差は、⑤の場合の±1を除いてすべてゼロであった。また、④の七年議会

法⁽¹³⁾については、採決リストが残されているので、考察した結果をリストとつき合

わせることができる。もし、④がコート対カントリーの図式に関していけば、反対

者には官職保有者が含まれないはずである。第五議会期には④を含んで三点の採

決リストがあるが、それにすべて投票し、④に反対した者一一六名中、官職保有議員は三名存在したが、内二名はそ

の後罷免⁽¹⁴⁾されている。⁽¹⁵⁾ こうした結果も、④の対立要素にコート対カントリーがあったことを示している。

ここでようやく、採決リストの残されていない第六議会期に目を転じることができるようであろう。

- (1) Cf. M. Ransome, 'Division Lists of the House of Commons, 1715—1760', *BIHR*, vol. XIX (1942), pp. 1—3.
- (2) Cf. W. A. Speck, 'The Whig Schism Under George I', *Huntington Library Quarterly*, vol. XL (1976, 1977), J. M. Beatie, 'The Court of George I and English Politics, 1717—1720', *EHR*, vol. 77 (1962).
- (3) Cf. Cobbett, *Parl. Hist.*, vol. VII, cols. 536—538.
- (4) Cf. A. S. Foord, 'The Warning of "the Influence of the Crown"', *EHR*, vol. 62 (1947), p. 488, Dickinson, 'Political Radicalism', pp. 72—73.
- (5) Cobbett, *Parl. Hist.*, vol. VII, col. 69.

- (9) *Ibid.*, cols. 47—50.
- (10) Cf. B. W. Hill, 'Oxford, Bolingbroke and the Peace of Utrecht', *HJ*, vol. XVI (1973), D. McKay, 'Bolingbroke, Oxford and the Defence of the Utrecht Settlement in Southern Europe', *EHR*, vol. 86 (1971).
- (11) Cf. W. A. Speck, 'The General Election of 1715', *EHR*, vol. 90 (1975), pp. 507—508.
- (12) Cobbett, *Parl. Hist.*, vol. VII, cols. 47—50.
- (13) 最も顕著な例は、ノッティンガムの場合である。彼チャーリーとあるにもかかわらず、シモーニ一世即位時に官職を受諾した。 Cf. W. Michael, *England under George I, The Beginnings of the Hanoverian Dynasty* (1936), p. 101.
- (14) Cf. *Collection of British Authors*, ed. B. Tauchnitz, vol. 2328, J. McCarthy, *A History of the Four Georges and of William IV*, vol. I (1885), pp. 23—30.
- (15) なお、詳しくは拙稿「英国第五議会（一七二一—一七二二年）における政党」『早稲田政治公法研究』第一五号（一九八五年）参照。
- (16) Cf. (*E*)nglish (*H*)istorical (*D*)ocuments 1714—1783, vol. X, eds. D. B. Horn, M. Ransome (1969), pp. 150—151.
- (17) Cobbett, *Parl. Hist.*, vol. VII, cols. 367—374, 585—588, 624—627.
- (18) Foley, Thomas (jr. auditor of the imprest), Mostyn, sir Roger (teller of the Exchequer), Windsor, hon. Dixie (storekeeper of the Ordnance) の内後者二名が罷免された。 Cf. Sedgwick, *House of Commons*, vol. I, II.

三

第六議会期における採決結果は、議事録に記録されているだけでも数十に及ぶが、あまり重要でないもの、すなわち投票数の合計が少ないものは除外して考察を進めてみたい。第六議会期における最高投票数は、一七二二年十月一日、人身保護法を一年間停止することの是非に関する決議における四三九票である⁽¹⁾ので、一つの目安として投票数

(表 2)

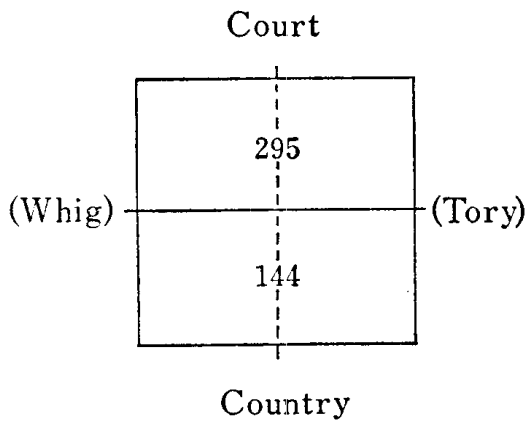
	年月日	議 題	賛成：反対 (修正数)
①	1722. 10. 26 (第一会期)	陸軍の増員に関して	259 : 180
②	1722. 12. 12 (同 上)	南海会社からの申し立て	258 : 181
③	1723. 3. 11 (同 上)	ロチェスタ主教に関して	286 : 153
④	1724. 1. 22 (第二会期)	陸上部隊数に関して	329 : 110
⑤	1725. 4. 9 (第三会期)	王室費の負債に関して	293 : 146
⑥	1726. 2. 9 (第四会期)	国家負債の調査に関して	111 : 328
⑦	1726. 2. 16 (同 上)	ハノーバー条約, ウィーン条約に関して	319 : 120
⑧	1726. 3. 25 (同 上)	水兵数の増員に関して	330 : 109
⑨	1727. 1. 18 (第五会期)	勅語奉答文に関して	332 : 107
⑩	1727. 1. 25 (同 上)	陸上部隊数に関して	328 : 111
⑪	1727. 2. 21 (同 上)	第二奉答文に関する動議	140 : 299
⑫	1727. 3. 7 (同 上)	行商人認可官からの申し立て	293 : 146
⑬	1727. 4. 12 (同 上)	借用予算金に関する動議	296 : 143

の合計が三三〇以上のものを考えてみることにする。

投票数の合計が三三〇以上のものは二十数点あるが、その内、対立要素が比較的わかりやすいものを第五議會会期のときのように、賛否の割合を変えずに合計数が四三九になるように修正したものの一覽表が表 2 である。

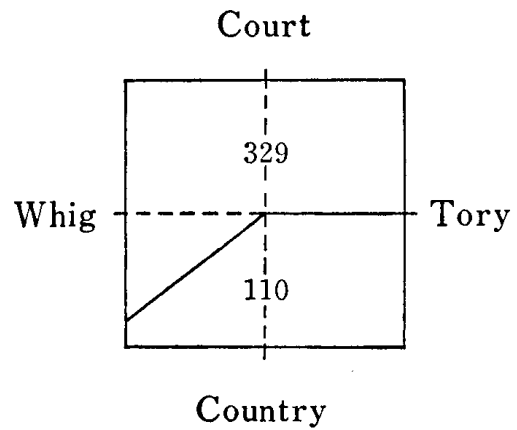
まず最初に、この中でコート対カントリの対立図式にあるものを考えてみよう。まず⑤であるが、これは王室費の

不足分の補充をはかる目的で全院委員会で出された動議⁽²⁾で、国王の収入増大をめざすコート勢力対、それを抑えようとするカントリ勢力⁽³⁾、という図式の上にあるとみなすことができるであろう。⑪も、王室費の補充のために与えた一
 二万五千ポンドの使途を制限しようとするもので、カントリ勢力により出された動議⁽⁴⁾であり、やはりコート対カント
 リに関するものと考えることができ⁽⁵⁾。⑫についてはあるが、これは国王の官吏による徴税の不手際に対する非難をか
 わそうとするもので⁽⁶⁾、対立図式は、やはりコート対カントリとすることができよう。同様に⑬は、王室の特別会計支
 出を認めようとするもので⁽⁷⁾、やはりコート勢力により提出されたものである。以上の四点は王室費を中心に国王の利
 益の増大をはかるコート勢力対、それに反対するカントリ勢力の争い⁽⁸⁾と見なすことができるであろう。それぞれの賛
 否数も、293 : 146, 299 : 140, 293 : 146, 296 : 143 とほぼ一致している。四分法で図示すれば図6となる。



(図6)

さて次のグループであるが、争点にウィッグ対トーリーの要素が入ってくると
 少しやっかいなことになる⁽⁸⁾。数値の上からだけみれば、④⑥⑧⑨⑩が非常に近い
 値となっているが、これらを同グループとみとめることはできない。このうち④
 と⑩は同内容のもの、すなわち、英国内及びジャージー、ガンジー島の陸軍、近
 衛連隊、駐屯軍兵力の維持というものであり⁽⁹⁾、二つを同じ対立のものと考えてよ
 いであろう。ただし内容は、国王の兵力を維持する点からみるとコート対カント
 リであるが、すでにプリテンダーによる英国進攻の危機が去っていたにもかかわ
 らず、それを口実に対フランス陸軍勢力を高水準で維持することは、本来のウィ
 ッグ外交政策でもあり⁽¹²⁾、カントリではあるがその内の一部ウィッグが賛成にまわ



(図7)

ったと思われる。④と⑩の数値は一致している。(図7参照)

これと対照的なのが、例えば⑧である。これはヨーロッパからの脅威に備え海軍力を増強しようというものであるが、海軍兵力の充実はトーリーのめざすところのものでもあった⁽¹⁴⁾。もちろん彼らの意図したのは、貿易を安全に行うため外敵からの脅威に海軍力を備えるというもので、平和維持のための兵力充実である⁽¹⁵⁾。

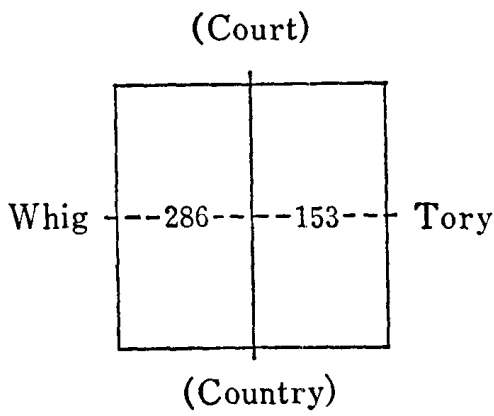
これと似たものに⑦と⑨がある。これらは、ヨーロッパの勢力均衡のため、英国がスペインとも近づこうとするもので、⁽¹⁶⁾トーリー内のジャコバイトにとっては、スペインがプリテンダーを支援している以上親スペインであった⁽¹⁷⁾。また外敵につけこまれないようにするため、国家負債の状態を調査発表させなかった⑥の場合も、これらと同じ範疇に入ると思われる。すなわち、コート勢力にトーリーの一部が結託し、カントリ勢力に対抗する図式が考えられる。数値はそれぞれ、111 : 328, 319 : 120, 330 : 109, 332 : 107, となり平均を図示すると図8のようになる。

(図8)

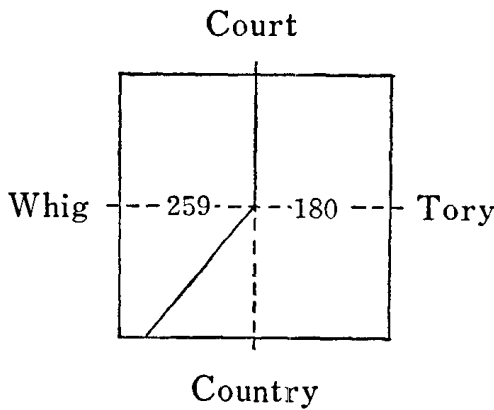
これまでのものは、主にコート・カントリのラインでの対立であったが、次にウィッグ対トーリーの対立を主とするものを考えてみよう。まず③の場合であるが、これはジャコバイト蜂起計画の主犯として国教会主教フランシス・アタベリを糾弾するものであり、⁽¹⁹⁾トーリーの信奉する国教会への挑戦となるばかりでな

く、自身にとつても大きなダメージを受けることになり、トーリーにとつて容認できないものであったであろう。逆にウィッグにとれば、これはさらに国民の支持を得る絶好の機会であった。(この時の対立数は、286:153であるが、一七二二年当時のウィッグ対トーリーの数としては、前述の『下院』で出された379:178⁽²⁰⁾が一般に受け入れられているが、合計数をそろえると、これは、363:194となる) 図示すると図9のようになる。

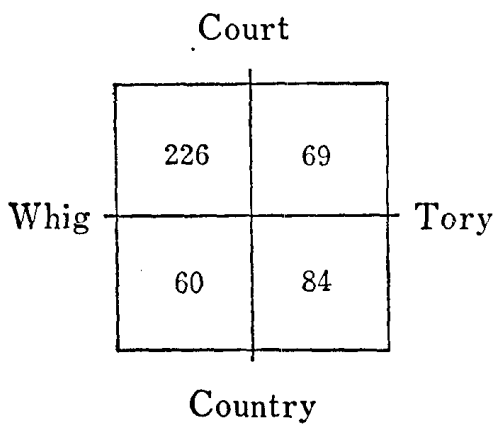
次に①の場合であるが、これはジャコバイト蜂起計画にかこつけ陸軍勢力を四千名増員するというものである。④あるいは⑩と似ているが、対立要素は大きく異なるであろう。すなわち、④、⑩の場合は、現陸軍勢力の維持であつて、国王の権力を維持するコート対それを縮少しようとするカントリの対立であるが、①は陸軍の拡充であつて、ウィッグの戦争推進政策の上にあると考えることができる。平和政策をとるトーリーにすれば陸軍勢力の拡大は許し難いということになり、対立のラインは、ウィッグ対トーリーの方が強いと思われる。⁽²²⁾ただ③との関連からみると反対が



(図9)



(図10)



(図11)

ウィッグ・トーリーのラインより多いので、おそらく国王影響力の増大を阻止するという意味からカントリ・ウィッグの一部が反対側についたと考えるのが自然であろう。⁽²³⁾ また②であるが、これは、南海会社の政府への債務二〇〇万ポンドを免除し、会社の株の半分を年金公債にするというもので、⁽²⁴⁾ 南海事件の沈静を目的としている。「国中の金を飲み込んだ底なしの南海」⁽²⁵⁾と悪名高いこの投機恐慌には、ウィッグの重鎮の多くが関与しておりウィッグとしては早くこの後遺症をいやしたかったし、⁽²⁶⁾ トーリーとしては、人心の怒りを自派勢力の伸長に利用するためにも早い解決には反対したのである。これは国王からの要請により出されたが、ただこれもやはりウィッグ対トーリーの③より反対が多いので①と同様、一部カントリ・ウィッグからの反対があったと思われる。①と②の図式としては図10が考えられる。さて、①から⑬までの議事について考察したわけであるが、そこから導かれた6と10の図からそれぞれの勢力を割り出すと、図11のようになった。

第五議會期の勢力図5と比べると、コート・カントリのラインがトーリーの方へ、ウィッグ・トーリーのラインがカントリの方へ近づいており、結果としてカントリ・トーリー勢力の大幅減となっている。⁽²⁷⁾

- (1) Cobbett, *Parl. Hist.*, vol. VIII, cols. 38—41.
- (2) *Ibid.*, cols. 453—455.
- (3) これにより議會は十万ポンドを国王に付与したがこれの成立をコート勢力は当然のものと考えていた。Cf. Daniel Pulteney to Hon. John Molesworth, 1725, Feb. 22, *HMC, Various Collections*, vol. VIII, pp. 386—387.
- (4) Cobbett, *Parl. Hist.*, vol. VIII, cols. 549—552.
- (5) 王室費不足の主たる原因は、官職により議員をコート勢力にとり込んだ際、もともとその官職を保有していた者に対する補

- 質と金がかかるといふのであつた。 Cf. John Lekeux to Hon. John Molesworth, 1725, April 12, *HMC, Various Collections*, vol. VIII, pp. 346—347.
- (9) Cobbett, *Parl. Hist.*, vol. VIII, cols. 550, 552—553.
- (10) *Ibid.*, cols. 563—565.
- (11) コーベットの著した『イギリスの歴史』の例を以て一六八〇年代とは異なるのであつた。 Cf. Black, 'Political Stability?', p. 18.
- (12) Cobbett, *Parl. Hist.*, vol. VIII, cols. 377—378, 547—548.
- (13) Cf. Dickinson, 'Political Radicalism', p. 73.
- (14) Cf. Newsletter, giving reports from various capitals and important towns in Europe, 1722, London May, 22 *HMC, Various Collections*, vol. VIII, p. 342.
- (15) Cf. *EHD*, vol. X, pp. 833—834. H. T. Dickinson, 'The Tory Party's Attitude to Foreigners: a Note on Party Principles in the Age of Anne', *BIHR*, vol. XL (1967), p. 154.
- (16) Cobbett, *Parl. Hist.*, vol. VIII, cols. 516—518.
- (17) Cruickshanks, 'Robert Walpole', p. 31.
- (18) Cf. E. Cruickshanks, 'Religion and Royal Succession-The Rage of Party', in Jones, *First Age of Party*, p. 33.
- (19) Cobbett, *Parl. Hist.*, vol. VIII, cols. 502—508, 529—533.
- (20) Cf. Sir J. Vanbrugh to Lord Carlisle, 1722, May 10, *HMC*, Fifteenth Report, Appendix Part VI, *The Manuscripts of the Earl of Carlisle* (1897), p. 39.
- (21) Cobbett, *Parl. Hist.*, vol. VIII, cols. 501—502.
- (22) *Ibid.*, cols. 197—198.
- (23) Sedgwick, *House of Commons*, vol. I, p. 34.
- (24) Cobbett, *Parl. Hist.*, vol. VIII, cols. 46—47.

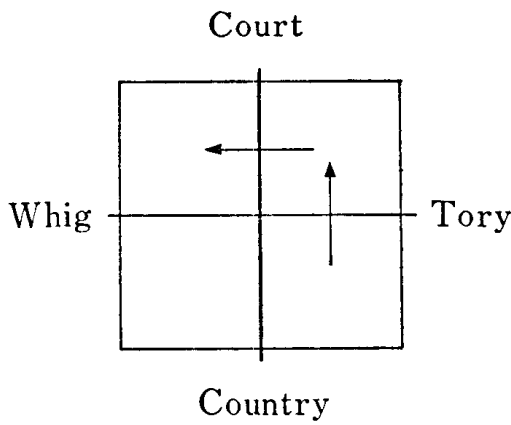
- (22) Cf. Owen, *Eighteenth Century*, p. xiii.
- (23) ウィッグの信条の一として、専制君主を廃し、国王大権を議會により制限しようとするものがある。Dickinson, 'Political Radicalism', p. 65.
- (24) Cobbett, *Parl. Hist.*, vol. VIII, cols. 53—54.
- (25) Andrew Doyle to Hon. John Molesworth, 1922, April 10, HMC, *Various Collections*, vol. VIII, p. 338.
- (26) Cf. Sir J. Vanbrugh to Lord Carlisle, 1721, April 22, HMC, *Earl of Carlisle*, p. 33.
- (27) 争点がウィッグ対トーリーに関するものが前半に、コート対カントリに関するものが後半に集中しているため、ここで出された数値も第六議會会期における諸勢力の大まかな傾向をあらわすのが精一杯であろう。より精緻な研究のために、採決リストの発見が待たれる。

第六議會は、同時代人の目にも真にウィッグ議會と映った⁽¹⁾。トーリーは、一七二三年一月のアタベリの国外追放と一〇月のクーパーの死によって、さらにその色を褪せていく⁽²⁾。ウィッグ対トーリーに関する議題が、後半ほとんど採決なしで決められていくのも、ウィッグがトーリーの助けを必要としない程数的に圧倒していたためと考えることもできる⁽³⁾。

もちろん、だからといってこの第六議會会期が安定していたというわけではない。例えば一七二三年に、ウィッグの一部がトーリーと行動を伴にしているの⁽⁴⁾をみても、各勢力間での数値にあらわれない移動があったことがうかがえる。また、例外的にウィッグ、トーリー間のくら替えもみられたが、この点に関して興味深い記述がある。すなわち、本来ウィッグであったウィリアム・パルトニーが⁽⁵⁾、一七二五年、國務大臣職への望みを絶たれると、コート・パ

トーリーからトーリーへ転身したという⁽⁶⁾。つまり、ウィッグからトーリーへの変換にはコートというレッテルをはがす必要があるということであるが、これを逆にみれば、トーリーからウィッグへの転身は、そのトーリーがコート勢力であればよりたやすいものとなるわけである。

ウィッグとトーリー間の壁は、例えばウィッグであればトーリーとは食事も同席せずという程高いものであったが、コート・カントリ間の障壁はそれ程厚いものではなかったと思われる。トーリーの本来の性格、すなわち国王大権の維持⁽⁸⁾という面からみても、トーリーがコート勢力として国王を支持することはそれ程抵抗なく受け入れられるものであったであろう。そして、トーリーがコート勢力として活動していれば、しだいにコートと一体化したウィッグ⁽⁹⁾と接近することになる。



(図12)

第五議会期と第六議会期の四分法における勢力を比べた場合、(図5及び図11参照)グループ間の流れを図示すると、図12のようにカントリ・トーリーからコート・トーリーへ、コート・トーリーからコート・ウィッグへとなるであろう。図12から考えれば、カントリ・トーリーが大幅に減少しているにもかかわらずコート・トーリーが増加していることの説明がつくであろう。さらに言えば、ウィッグ・トーリー、コート・カントリ間の関係は、後者が前者を圧倒したり凌駕するといった類のものではなく、コート・カントリのラインが、トーリー・ウィッグ間から変えを容易にする媒介機能を果たしていたと考えることもできるであろう。

第七議会期以降は、カントリ・トーリーの減少がさらに進み、そのうちコート・ト

トリーも減少することが予測され、かくしてコート＝カントリの軸がトリーの方へ近づいていくことになると思われる。またそれと同時にコート・ウィックからカントリ・ウィックへの移動も起るはずであり、これはおそろしくジョージ二世の信厚き大臣ウォルポール⁽¹⁰⁾に対する反対勢力の形成ともになされるであろう。一七二五年のバルトニーの転身はその前兆とみることもできるが、この点については、一七二七年以降の議會を考察する折触れてみたいと思う。

(1) Sir J. Vanbrugh to Lord Carlisle, 1722, April 6, The Duke of Kingston to Lord Carlisle, 1722, April 14, *HMC, Earl of Carlisle*, p. 37.

(2) Francis, Bishop of Chester, to the Earl of Oxford, 1723, November 28, *HMC, Report on the Manuscripts of His Grace The Duke of Portland*, vol. V (1899), p. 637.

ただトリーの減少は議會内のジョージ・トリーの信条がウァンブレンとよって凌駕せられたところからいえる。
J. V. Beckett, 'Introduction: Stability in Politics and Society, 1680—1750', in Holmes, *First Age of Party*, pp. 13—17. 下記の要約は Hayton, 'Party System', pp. 44—45.

(3) Sir J. Vanbrugh to Lord Carlisle, 1722, April 24, *HMC, Earl of Carlisle*, pp. 37—38.

(4) Cf. George Baillie of Jarviswood to Lord Polwarth, 1723, July 10th, *HMC, Report on the Manuscripts of Lord Polwarth*, vol. III (1931), p. 285.

(5) Cf. Cobbett, *Parl. Hist.*, vol. VII, col. 441.

(6) John Lekeux to Hon. John Molesworth, 1725, April 12, *HMC, Various Collections*, vol. VIII, p. 390.

(7) John Lekeux to Hon. John Molesworth, 1724—5, Feb. 15, *HMC, ibid.*, p. 385.

(8) Cruickshanks, 'Rage of Party', p. 35.

(9) Cf. Cruickshanks, 'Rober Walpole', p. 34.

(10) ウォルポールはジョージ二世即位直後、王室費の補充として一〇万ポンドを議会に承認させている。Cobbett, *Parl. Hist.*, vol. VIII, cols. 599—605. ジョージ一世即位時の王室費は前代のアンと同額であった。後に一二万ポンドの増額をみるが、内一〇万ポンドは皇太子に支給されたものであり、収入面では、ジョージ一世はアンとほとんど同じであった。F. A. Reitan, 'The Civil List in Eighteenth-Century British Politics: Parliamentary Supremacy versus the Independence of Crown', *HJ*, vol. IX (1966), p. 319.